

補助金調書

補助金名	共同事業促進補助金 (地域との共生を目指す元気商店街応援事業)			担当課 (連絡先)	経済観光文化局中小企業振興部 地域産業支援課 (TEL 441-3303)
交付先	団体	商店街及びNPO法人、民間事業者等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	第1期: 毎年度4月(30年度は4月27日(金)まで) ※上記以後は予算の範囲内で随時。		
(公募の場合) 応募要件	商店街等又は事業実施場所である商店街等の推薦を受けた商店街以外の団体。 ただし、商店街以外の団体については、事業実施場所である商店街等において、商店街等と連携・共働して事業を実施し、当該商店街等の活性化を図るものに限る。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	6	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	商店街やNPO法人等が実施する地域の高齢化等の社会的な地域課題解決に向けた取組みに対し、その事業経費の一部を補助し、その実施場所である商店街の活性化を図る。				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等が行う社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある事業又は商店街以外の団体が商店街等と共働して、商店街を事業の実施場所として行う同様の効果のある事業に、補助金を交付することにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。 しかしながら、商店街の現状は、人材不足や会員減少による資金不足等の課題を抱え、活性化への取組みがますます重要となっている。 このような状況を踏まえ、更なる経営基盤強化を図るために、商店街が取り組む販売促進事業や地域課題解決やまちづくり活動等のソフト事業を今後も引き続き支援する必要がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象経費: 事業経費、謝金、旅費 ・補助率: 補助対象経費の3/4以内 ・補助限度額 【単年度補助】 200万円限度(1度限り) 【複数年度補助】 1年目 80万円以内、2年目 70万円以内、3年目 50万円			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	2 件	1 件	1 件	
	1,824 千円	1,312 千円	2,000 千円	2,000 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	博多区美野島にあるみのしま連合商店街振興組合が、地域の安全・安心とインバウンドにかかる対策を実施。 ◆街内の電柱に交通安全を喚起の反射電柱幕を設置。外国人にも分かるように、英語表記を加え、ピクトグラム(絵文字)を活用。また、ホームページを多言語化するとともに、AEDの設置場所や、近隣の交番の案内、福岡県警のみまもりアプリの紹介を行うなど、安全・安心な商店街としてのPRを実施。 中央区清川にある清川サンロード商店街協同組合が、地域の安全・安心にかかる取組みを実施 ◆1日30分おきに自転車マナーアップを啓発するアナウンスを4か国語にて放送。(継続中) ◆毎月8日に実施している春吉校区交通安全推進委員会とともに、自転車マナーアップキャンペーンを実施。商店街名入りの啓発物を配布し、自転車の安全利用を啓発。(継続中)				
補助金交付 による効果	みのしま連合商店街振興組合ではホームページの閲覧者が大幅に増加し、海外からの閲覧も見られるようになった。また、清川サンロード商店街では、自転車の押し歩きをする方が増えたとの声も聞いている。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。